

1. 外務省が実施した国・地域、分野の主要な政策（58件）、外務省改革（1件）、政府開発援助（ODA）（3件）

	政策	目的	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況 (平成17年度以降の取組)
1-1	東アジアにおける地域協力の強化	○東アジアの地域協力枠組みを活用した連携の強化	東アジア共同体形成に向けた動きにおいて進展があった。また、地域協力の枠組みにおける協力案件についても着実な実施が図られた。	最近の国内外の関心の高まりを踏まえ、東アジア共同体及び東アジア首脳会議に関する施策に重点をおく。  17年度の重点外交政策である。 18年度の重点外交政策である。
1-2	朝鮮半島の安定に向けた努力	○日朝平壤宣言に基づき、諸懸案を包括的に解決し、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形での日朝国交正常化	北朝鮮をめぐる諸懸案の解決に向けた取組については、最重要外交課題の一つとして、積極的な努力がなされた。進展は一部にとどまっているが、拉致、核、ミサイルといった北朝鮮との諸懸案を包括的に解決すべく、さらに効果的な取組を進めていく必要がある。	「対話と圧力」の基本的考え方の下、北朝鮮に対し、懸案解決に向けた前向きな対応を促すべく引き続き外交努力を傾注していく。特に関係国との緊密な情報交換と政策の連携、六者会合及び日朝政府間の協議を通じた北朝鮮への働きかけ、並びに政府部内における情報分析を継続する。  17年度の重点外交政策である。 18年度の重点外交政策である。
1-3	未来志向の日韓関係の推進	○友好協力関係を更に緊密かつ深いものに発展させることを通じての地域の平和と繁栄への寄与	日韓関係をより高い次元に発展させることについては、平成17年前半に困難な時期を迎えたものの、引き続き具体的な実績を積み重ねていくよう努力を継続する必要がある。	国民交流事業の促進、過去に起因する諸問題への具体的行動、日韓歴史共同研究の継続、日韓自由貿易協定締結のための努力、日韓安保対話等を継続し、未来志向の日韓関係の構築に向けた努力を続ける。  17年度の重点外交政策である。 18年度の重点外交政策である。
1-4	未来志向の日中関係の推進	○幅広い分野における日中間の「共通利益」の拡大 ○日中間の経済問題の早期発見・未然防止と相互補完関係強化 ○感情に左右されない関係の確立とそのための環境整備	平成16年度における日中関係は、様々な懸案も生じたが、あらゆるレベルでの率直な対話を含め、政策目的達成に向けて進展が見られる。日中の協力を深め、共通利益の拡大を通じ、未来志向の関係構築に向けて引き続き努力していくことが重要である。	日中友好関係の更なる発展に向け、意見の異なる分野においても、個別の懸案が日中関係全体の発展に生じないように、あらゆるレベルにおける対話を深め、相互理解を増進するとともに、「日中共同作業計画」の策定をはじめとして、幅広い分野において地域・国際社会に寄与する未来志向の協力関係を構築すべく外交努力を行っており、17年度以降もこれを続ける。  17年度の重点外交政策である。 18年度の重点外交政策である。
1-5	メコン地域開発への協力	○メコン地域の開発を通じた地域の平和と安定への貢献、及びASEANの強靱性の強化	メコン地域開発への協力は、15年12月の日ASEAN首脳会議での合意を具体的に実施に移すという形で具体的な実績をあげている。	目的の達成に向け、これまで築き上げた実績や方向性を継続・発展するために、首脳間での合意事項に則し、引き続きメコン地域開発に積極的に取り組んでいく。
1-6	インドネシア、フィリピン及びマレーシアとの友好関係の構築	○大統領選挙・総選挙後の新政権との確固たる関係の構築	インドネシア、フィリピン、マレーシアというASEAN主要国の選挙後の政権との確固たる関係の構築は、16年度における政策目標を概ね達成したと考えられる。	今後は新政権との間で合意された各種イニシアティブの着実な実施のために必要な措置を講じていく必要があり、とりわけ経済連携協定の早期締結及び協定締結後の円滑な実施・運用、及び新たに設置された二国間協議の枠組みを通じての適切な対話の実施に重点を置いた予算及び本省・在外における人的体制の整備に向けた取組を強化していく。  17年度の重点外交政策である。 18年度の重点外交政策である。

1-7	日印グローバル・パートナーシップの強化	○ 潜在力の大きなインドとの戦略的パートナーシップの強化	インドとのグローバルパートナーシップの強化については、首脳レベルでの合意から4年を経て、その内容を具現化する作業が16年度首脳・外相レベルでも行われ、一定の成果をあげることができた。	17年4月の小泉総理の訪印は日印グローバル・パートナーシップの更なる強化にとって大きな弾みとなった。この流れをより確実なものにすべく、要人往来、各種協議を維持、拡充するとともに、経済分野にとどまらず、他の分野についても関係強化のに向けた具体的な施策を打ち出すことにより、バランスのとれた関係強化を図ることを目指す。
1-8	大洋州島嶼国との関係強化	○ 大洋州島嶼国との友好協力関係の深化と対日協力姿勢の確保	「日本・太平洋諸島フォーラム(PIF)」域外国対話を含めた太平洋島嶼国との幅広い分野での友好・協力関係の強化、国連安保理改革や国際捕鯨委員会等で対日協力姿勢の強化が顕著に見られた。	政治面においては、我が国の近接地域における親日的国家群の確保・維持、国連等国際場裏における我が国の立場への一層の理解と支持の確保等を行う。また経済協力面においては、ODA予算が減少する中、我が国諸政策の支持母体として位置づけを確保していくために、明年開催予定の太平洋・島サミットプロセスの拡充強化や要人往来等の機会を捉えたきめ細かい対応を行っていく。
2-1	米国との政治分野での協力推進	○ 日米両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携の一層の強化	日米間の政治対話においては、日米両国が直面する共通の課題について緊密な連携を一層強化することができ、多くの成果が得られた。また、日米和親条約調印150周年記念へのモメンタムを活用し、重層的な日米交流の更なる強化を図った。	第二期ブッシュ政権との間で引き続き協調的・建設的な対話を行うことにより、日米両国が共通の諸課題に対し、緊密に連携をとりつつ取り組んでいく。また、幅広い分野での日米交流の推進に取り組む。  18年度の重点外交政策である。
2-2	米国との経済分野での協力推進	○ 日米両国の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調の推進	日米経済関係では、個別経済問題への多国間貿易ルールを活用した対処の他、日米経済関係の強化に向けた「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営が適切に図られた。BSE問題においては、科学的知見に基づいて解決努力がなされている。	第二期ブッシュ政権との間でも引き続き協調的・建設的な対話を行っていけるような枠組みの構築に重点を置きながら、BSE問題等個別問題に対処していく。  平成18年度重点外交政策である。
2-3	米国との安全保障分野での協力推進	○ 日米安保体制の信頼性の向上、在日米軍の円滑な駐留の確保	米国との安全保障分野での協力については、日米安保体制の信頼性の維持、強化に向けて適切な対応がとられ、政策目的達成に資する成果が出ている。	今後も、我が国及び国民の安全と繁栄を確保するとともに日本外交の目標のため、日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の円滑な駐留の確保に向けて施策を継続的に検討する。特に、平成17年10月に開催された日米安全保障協議委員会(「2+2」)にて発表された共同文書を受け、抑止力を維持しつつ沖縄を含む地元の負担を軽減するとともに、在日米軍再編問題について日米間で協議を強化するとともに、日米安保体制を一層強化する。  17年度の重点外交政策である。 18年度の重点外交政策である。
3-1	ブラジルとの二国間関係の強化及び国際場裏での協力関係強化	○ 地域の大国であり、国際場裏で発言力を増しつつあるブラジルと中長期的視野に立った関係の構築	8年ぶりの首脳によるブラジル訪問が実現し、両国首脳間で、国際場裏での協力、日伯経済関係再活性化、及び2008年(日本人のブラジル移住100周年)を「日伯交流年」として両国で祝うことが確認されたことは、両国関係強化にとり極めて大きな進展であった。また、在日ブラジル人が抱える諸問題への対応でも進展があった。	国際場裏での協力を含む政策対話の実施、経済関係再活性化のための政府間協力に加えて、今後は、2008年「日伯交流年」や在日ブラジル人問題への取組を通じ、中長期的な日伯関係の飛躍的拡大の基盤作りを目指す。
3-2	メキシコとの協力と交流の強化	○ 地域の大国であり、経済的重要性の高いメキシコとの戦略的パートナーシップの深化	メキシコとの関係では、首脳レベルを含む要人往来がなされ、幅広い分野での協力を進めることで合意した他、経済連携協定の署名(16年9月)及び発効後の運用に向けた進展があった。	経済関係強化のために日本企業支援を含めた日墨EPAの効果的な実施を図っていく。また、経済関係の強化を基礎に政治、文化、経済協力等の分野における協力関係を強化する。
3-3	カリブ共同体(カリコム)諸国との対話の促進	○ 国連等の国際的な場での対日協力姿勢の確保・強化	カリブ共同体との間では、捕鯨問題、放射性物質輸送問題を始めとする我が国にとって重要な分野について対日理解と協力を得る上で具体的成果があり、政策目的が概ね達成されている。	要人の往来等を通じた幅広い国際問題に関する対話の推進を今のまま継続し、カリコム諸国に対する不断の対話、接触により、日カリコム友好協力関係強化と国際場裏における協力を強化する。

4-1	EUとの政治面における一層の関係強化	○「日欧協力10年」の下、EUとの政治対話の着実な実施・幅広い協力の推進	「日欧協力の10年」に基づく日欧間の対話は、既存の枠組みにおけるハイレベル対話が当初の予定通りの頻度で実施され、また協議内容も多様化しており、所期の目標は十分に達成されている。	<p>今後は、複雑で困難な諸課題の解決に取り組む国際社会において、主要な軸である日米欧の結束及びバランスのとれた3者の連携を構築していく上で、日欧間で構築された絆をいかに活用していくかを念頭に置いて日欧対話を実施していく。</p> <p>17年度の重点外交政策である。</p>
4-2	欧州主要国等との間での二国間及び国際場裡における協力の推進（西欧諸国）	○二国間の文脈及びグローバルな協力関係の構築	首脳、外相レベルを含む政府間での共通の諸課題に関する政策調整や民間有識者を含む賢人会議の開催等様々な取組が行われ、国際社会が直面する様々な諸課題についての二国間のみならず国際社会の場における協力関係が一層強化された。	引き続き、我が国と西欧諸国が直面する政治・経済面での諸課題についての政府間の緊密な連携の一層の強化に努める。
4-3	欧州主要国等との間での二国間及び国際場裡における協力の進展（独をはじめとする中・東欧諸国）	○二国間の文脈及びグローバルな協力関係の構築	要人往来、国際的課題や国際情勢に関する協議、民間部門の交流、人的及び知的交流の促進を通じて独を始めとする中・東欧諸国との間で、二国間の文脈及びグローバルな協力関係が一層強化された。	引き続き、二国間の文脈及びグローバルな協力関係の一層の強化に努める。
4-4	中央アジア・コーカサス諸国に対する二国間関係の増進	○要人間の信頼関係の構築を通じた関係強化 ○人材育成、インフラ整備への支援等による市場経済化の促進	「中央アジア+日本」対話やハイレベルでの政治対話を行うことは、我が国と中央アジア・コーカサス諸国間の相互理解や友好関係を維持・強化する上で適切な手段であった。経済協力、民間部門における交流の促進、人的・知的交流の実施により民主化や市場経済化を支援することは、中央アジア・コーカサス諸国との関係の基盤を強化する上で適切な手段であった。	<p>中央アジア・コーカサス諸国との一層の信頼関係の構築を図るため、引き続きハイレベルの同地域諸国訪問の実現を探求する。</p> <p>「中央アジア+日本」対話を通じて打ち出した5分野の協力の柱を軸として、閣僚及び事務レベルでの協議等を通じて、中央アジア諸国との協力（経済協力、ビジネス振興策、トラック2の立ち上げ等）を具体化していく。</p> <p>公館未設置地域等についての機構要求等を通じて中央アジア・コーカサス地域における実施体制面での強化を図る。</p>
4-5	平和条約締結への取組を含む、幅広い分野における日露関係の進展	○領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させること	「日露行動計画」の着実な実施は、平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備、政治対話の積極的な実施、貿易経済分野における協力の推進、国際舞台における協力の推進、人的交流・文化交流の推進を通じ、幅広い分野における関係の発展が相互に肯定的な影響を及ぼし合う中で、平和条約締結問題についても前進をはかっていることとなるものであり、政策の目的を達成するために適切であった。	<p>日露関係の最大の課題は平和条約問題であり、引き続き我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して早期に平和条約を締結するという一貫した方針の下、精力的に交渉を継続する。ラブロフ外相の訪日やプーチン大統領の訪日を始め、様々なハイレベルでの政治対話の実現し、精力的な交渉を行った。</p> <p>また、この観点から、領土問題の解決に向けた環境整備を一層進める。同時に、「日露行動計画」の着実な実施を通じて、幅広い分野で日露関係を一層発展させていく。貿易投資促進機構の発足、日露間の投資環境の整備、太平洋パイプライン・プロジェクト等のエネルギー協力の推進、北朝鮮問題や来年のサンクトペテルブルクにおけるG8サミットに向けた協力等、様々な分野において今後も日露間で協力を進めていくことにつきロシア側と積極的に意見交換を行っており、これを継続する。</p> <p>17年度の重点外交政策である。 18年度の重点外交政策である。</p>
5-1	中東和平実現に向けた働きかけ	○中東和平の実現への貢献	中東和平の実現に当たっては、中長期的な取組が必要であり、我が国による政治的働きかけや対パレスチナ支援、信頼醸成措置は、仮に和平実現に向けた目に見える成果が直ちに得られないとしても、紛争当事者や関係諸国によって和平実現に向けた有益な取組として高く評価されており、適切な手段が講じられていると考える。	<p>両当事者による和平努力を積極的に支援するため、対パレスチナ支援の一層の強化に努めるとともに、要人往来の一層の活発化等を通じ、我が国の政治的役割の増大に努める。また、イスラエル・パレスチナ双方の信頼醸成に資する信頼醸成措置をその内容につき一層工夫しつつ継続する。</p> <p>17年度の重点外交政策である。</p>

				18年度の重点外交政策である。
5-2	イラクの平和と安定のための支援	○ イラクの平和と安定への貢献	国際社会の支援により、民主化に向けての政治プロセスは順調に進む一方、治安情勢については予断を許さない状況にある中で、イラクの平和と安定への我が国の貢献の度合いを測ることは困難であるが、自衛隊による人的貢献及びODAによる支援などの我が国の支援は成果をあげており、関係諸国から高い評価を受けている。	イラクにおけるニーズを絶えず把握し、状況の変化を見極めて効果的な支援を実施していく。その際に、治安情勢の変化や憲法草案に対する国民投票、国民議会選挙等の政治プロセスの転機に留意する。  17年度の重点外交政策である。 18年度の重点外交政策である。
5-3	アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援	○ アフガニスタンの安定への貢献	アフガニスタンは治安情勢については不安定要素がある一方、着実に和平・復興が進んでいる。復興支援には様々な主体が関わっており、アフガニスタンの安定への我が国の貢献度合いを図ることは困難であるが、我が国の人道支援及び和平の定着を念頭に置いた我が国の支援は、着実に実績を積み重ね、成果をあげている。また、当事国であるアフガニスタンのみならず、国際社会全体から高い評価を受けている。	17年9月の議会選挙の実施により、アフガニスタンの国家再建のプロセスに一応の目途がつくこととなるが、まだ最貧国のレベルにある同国の復興は道半ばであり、我が国は国際社会と協力しつつ引き続き同国の平和と安定に向けた支援を継続していく。  17年度の重点外交政策である。 18年度の重点外交政策である。
5-4	中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大	○ 我が国の中東政策における国際的な発言力の強化	我が国と中東・イスラム諸国との交流の機会は確実に増加し、内容も多岐にわたるようになっており、中東・イスラム諸国との相互理解促進及びそれを基盤とした我が国の中東政策における国際的な発言力強化に向けて、有効な手段を講じていると考える。	中東・イスラム諸国との対話は中長期的な視点に立って考えていく必要があり、政策当局同士の対話については、その内容、フォローアップ等を念頭に置きつつ、今後も実施していく。また、有識者同士の対話についても、政策立案との関連性を常に念頭に置きつつ実施していく。  17年度の重点外交政策である。
6-1	TICADプロセスを通じたアフリカ開発の推進	○ アフリカ諸国のオーナーシップ（自助努力）と国際社会のパートナーシップ（連携）に基づく持続可能なアフリカ開発の推進	MDGsの達成状況等、アフリカ開発の進捗状況は十分でなく、アフリカ諸国側が一層努力するとともに、国際社会が支援を更に強化していく必要があるが、我が国としては、TICADアジア・アフリカ貿易投資会議（AATIC）など、TICADプロセスを通じたアフリカ開発の推進及び平和と安定の実現のための支援の推進を通じて、一定程度、アフリカ諸国のオーナーシップとパートナーシップに基づく持続可能なアフリカ開発の推進を図ることができた。	アフリカの貧困、飢餓、感染症等の問題は依然として深刻な状況にある。このような状況の下、特に2005年は、「アフリカの年」であり、アジア・アフリカ首脳会議（4月）、G8サミット（7月）、ミレニウム宣言に関する首脳会合（9月）、WTO香港閣僚会議（12月）等、アフリカ開発が主要なテーマとなる重要な国際会議が続き、国際社会においても対アフリカ支援の強化が主要な課題となっている。我が国としても、TICADプロセスを通じたアフリカ開発の一層の推進のため、2008年のTICADIVの開催、今後3年でのアフリカ向けODA倍増など各々の施策を強化していく方針である。  17年度の重点外交政策である。
6-2	マルチの国際的枠組みにおけるアフリカに対する協力の強化	○ アフリカにおける平和・安定と経済社会開発の促進 ○ アフリカへの協力に関する他の先進国等との関係の維持・強化	我が国が参加するG8その他のマルチの枠組を通じた取組が、政策的にどの程度貢献しているか、また、その中での我が国の貢献度合いを測ることは困難であるが、国際社会全体におけるアフリカ問題への関心の高まりの中におけるG8その他のマルチの枠組を通じた我が国の着実な取組に関する実績があげられている。	17年度は、国際社会が重視し、実際にも今後のアフリカの発展の鍵を握ると思われるアフリカ連合（AU）や準地域機関の活動への支援等、及び、国連ミレニウム開発目標（MDGs）を見据えG8アフリカ行動計画を踏まえた対アフリカ支援の実施に重点を置きつつ、政策を継続していく方針である。  17年度の重点外交政策が含まれる。 18年度の重点外交政策が含まれる。
6-3	アフリカとの重層的な交流の実施	○ アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢の確保及び日本国内でのアフリカへの関心喚起	政府による交流活動や広報といった事業によってどの程度国民の関心が喚起されるかを測定することは困難であり、短期的にその活動の成果が目に見えるものではないが、日本とアフリカ各国との交流の機会は確実に広がっており、有効な手段を講じていると考える。	17年度は、G8サミットや国連ミレニウム宣言に関する首脳会合などアフリカに国際的な関心が高まる「アフリカの年」であり、この機会を活用してアフリカとの交流の拡充強化を図る方針である。また、アフリカ各国からだけでなく、アフリカの地域機関ともこれまで以上に交流を進めるとともに、広報誌、パンフレット等を利用し、日本国内でのアフリカへの関心を更に高める。

7-1	イラク・アフガニスタンでの復興・テロ対策、平和活動への自衛隊派遣に関する事業への取組	○ 中東地域の平和と安定、繁栄の実現	国際的な安全保障の環境を改善するため、我が国として相応しい活動を行う必要があり、特に、イラクにおいては、いまだ民間人が活躍できる治安情勢になく、自衛隊の派遣は適切な手段であると考えられる。我が国の貢献に対しては、イラク及びアフガニスタンを含む国際社会より常に高い評価を得るとともに、活動継続への期待が表明されており、成果を上げているものと考えられる。	2001年9月11日に発生した米国同時多発テロによってもたらされたテロの脅威は依然として存在しており、我が国としても、これを除去するための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に関与していく必要があるとして、本年10月28日、インド洋への自衛隊派遣を1年間延長するテロ対策特措法改正法案が成立した。 引き続きイラク、アフガニスタン等を含めた国際的な安全保障を改善するための国際社会の取組の状況、現地の情勢を踏まえ、我が国の活動のあり方を検討する。  17年度の重点外交政策である。 18年度の重点外交政策である。
7-2	国際平和協力の拡充、体制の整備	○ 平和の定着（和平プロセスの促進、国内安定・治安の確保、人道復旧支援）	東チモールやゴラン高原のPKO活動、ダルフル紛争によるスーダン難民への人的救援活動、スーダンPKOへの物資協力などで実績が上がっている。	政策の重点を、国際平和協力の場での活躍できることにシフトしつつ、国内外の人材との接触、ネットワークを強化すると共に、人材訓練機関等と積極的な連携を実施する。  17年度の重点外交政策である。 18年度の重点外交政策である。
7-3	国際テロ対策協力	○ 国際テロ対策への貢献	途上国のテロ対処能力向上支援を積極的に実施した結果、我が国のテロ対策に関するノウハウ、技術及び先進的な機材等が移転され、これらの国のテロ対処能力が向上している。東南アジアを中心とする途上国等のテロ防止関連12条約の批准が促進された結果、テロ対策に関する国際的法的枠組みが強化された。また、多国間、二国間協議等を通じたテロ対策強化の働きかけの結果、G8において行動計画が策定・実施され、文書保安、交通保安等に関するテロ対策協力が強化されたほか、APEC等他の多国間枠組みにおいても、同行動計画の一部が実施されることとなった。	国際的に展開されるテロ活動の特性にかんがみて、必要な資源が不足しがちな途上国に対するテロ対処能力向上支援を一層進めていくことが、我が国自身の安全確保の観点からも必要不可欠であり、これを実施する。また、国際社会全体として有効なテロ対策を進めることが、テロの防止・根絶のために必要であることから、多国間、二国間協議等を通じた働きかけを強化していくことが極めて重要である。
7-4	国連における我が国の地位向上	○ 国連における我が国の地位向上	国連における我が国の地位向上という目的の達成にあたっては、安保理の意思決定に参画することが重要である。我が国の常任理事国入りのためには、安保理の機構改革が不可欠であり、そのためには安保理改革に向けた機運を高める、各国に支持を働きかけ、多数派工作をはかる、国内の世論を喚起して国民の理解・協力を得て常任理事国入りに向け弾みをつけるという取組を進めることは適切であった。	17年度は、引き続き国内世論の喚起、広報対策に力を入れるとともに、我が国が目指す形での安保理改革の早期実現に向け、各国からの支持取り付けのための働きかけに重点を置いて政策を継続する。  17年度の重点外交政策である。 18年度の重点外交政策である。
8-1	大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散	○ 大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散を通じた我が国及び国際的な平和と安全の確保	大量破壊兵器及び運搬手段の軍縮・不拡散の分野における政策目的との関連では、我が国の取組は着実に成果をあげている。例えば、(1)「国連総会における核軍縮決議案の圧倒的多数の賛成による採択、(2) 拡散に対する安全保障構想（PSI）に対する貢献、(3) IAEA保障措置の強化、(4) NPT（核兵器不拡散条約）運用検討プロセスへの積極的参加、(5) NPT、BWC（生物兵器禁止条約）、CWC（化学兵器禁止条約）、IAEA追加議定書等の大量破壊兵器関連条約の批准国の増加に向けた働きかけ、(6) 北朝鮮及びイランの核問題等の地域問題への対処等の成果が挙げられる。	国際的な軍縮・不拡散の推進という目的のために不可欠な、(1) 大量破壊兵器関連ルールの設定、(2) 履行、(3) 遵守されているか否かの検証、(4) 違反に対する是正措置、(5) ルールの普遍化という5つの視点から、(1) CTBT（包括的核実験禁止条約）の早期発効、FMC T（カットオフ条約）の即時交渉開始、(2) NPT運用検討会議の成果のフォローアップ、PSIに対する更なる貢献、(3) IAEA保障措置の強化、(4) 北朝鮮・イランの核問題の平和的解決、(5) NPT、BWC、CWC、IAEA追加議定書等の大量破壊兵器関連条約の締約国数の更なる増加に向けた働きかけ等の取組を実施していく。  17年度の重点外交政策である。

				18年度の重点外交政策である。
8-2	地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化	○ テロリスト・犯罪者等への武器の流出・拡散を防止し、国際社会の平和と安定に寄与すること。紛争終了後の国家や地域の開発・発展の促進	我が国は、国際的枠組みの構築への貢献として、国連小型武器決議案の提出やオタワ条約（対人地雷禁止条約）普遍化の促進等に取り組み、今後の小型武器及び地雷の被害を未然に防止する努力を行うとともに、現在の被害を回復するための支援を積極的に推進するとの重層的なアプローチをとっており、こうした施策の実施を通して、一定の成果があがっていると考える。	地雷問題に関しては、各課・各省がそれぞれの所掌事項・スキームを活用してプロジェクトが行われているが、オールジャパンの取組としてアピールしていくためにも、今後は通常兵器室の体制を強化し、政策の企画や総合調整的役割を一層強化していく。 小型武器問題は、軍縮分野では比較的新しい問題であるが、平成18年度には、5年に一度の国連小型武器行動計画履行検討会議が予定されており、各国・国際機関等から新しい取組やイニシアティブが出されている中、これらの動きをフォローするとともに、積極的な提言を行っていく。
9-1	原子力の平和的利用のための国際協力の推進	○ IAEA等の国際機関及び関係国間との共同取組を通じた、原子力の平和的利用の確保及び推進	関係国との協力関係の維持・強化により、平成17年2月～4月の欧州より我が国への高レベル放射性廃棄物の海上輸送は円滑に実施された。また、二国間協定等に基づく核関連品目・技術の輸出入に関する外交手続は、100件以上の輸出入案件が円滑に実施できた。さらに多国間協議の場で、放射性物質の輸送等に関する我が国の立場を反映していく上で、沿岸国・輸送国との協力関係の維持・強化は適切な手段であった。	原子力の平和的利用の確保等に関する多国間協定・条約の早期締結に一層の政策上の重点を置くとともに、放射性物質輸送の安全性に係る沿岸国の理解の増進に向けて引き続き積極的な働きかけを実施する。
9-2	科学技術に係る国際協力の推進	○ 我が国及び国際社会の科学技術発展	二国間協力においては既存の協力関係の維持・発展と新たな協力関係の開拓がなされた。国際熱核融合実験炉（ITER）については、6極の枠組みを通じ、計画実施に向けた進展につながる政策目的への貢献があった。また、国際宇宙基地計画を通じた政策目的の達成が可能になるよう努め、国際科学技術センター（ISTC）は、関連技術の不拡散及びロシア・NIS諸国の平和的発展に貢献した。	安定した実績を維持している二国間政府対話と国際科学技術センター（ISTC）については継続とし、次年度以降事業の本格的始動に入ることが予想されるITER及び議論の活発化が予想される国際宇宙基地（ISS）については、重点項目として補充強化の方向で検討する。
10-1	グローバルな枠組みにおける国際経済の基本的方向付けへの積極的参画	○ WTOを中心とするルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化等グローバルな国際経済の枠組みの強化	WTO新ラウンド交渉の取組を始め、G8サミット、OECDでの積極的取組・努力の結果、政策目標達成に向けた進展が見られた。 【主要国首脳会議（G8サミット）】 シーアイランドサミットで発出された成果文書のそれぞれに、我が国の考えを反映させ、我が国にとって望ましい形での国際経済の枠組みの強化をはかることができた。 【世界貿易機関（WTO）】 平成15年のカンクン閣僚会議決裂以降、停滞していた交渉は、平成16年7月の一般理事会決定で軌道に戻った。途上国を含む全加盟国で合意が得られた一因としては、我が国を含む先進国が、技術協力計画を通じて着実に技術支援を実施してきたことがある。特に、新分野の一つとして途上国の警戒感が強かった貿易円滑化の交渉化成功は、これまでの着実な技術支援の成果と言える。 【経済協力開発機構（OECD）】 OECD拡大に関するレポート（登レポート）をとりまとめた他、各種会合においても積極的に出席、発言を行い、各種原則・ガイドライン等の「先進国標準」の作成に貢献しており、OECDを通じた我が国の理念の世界への発信が一定の効果をもって実施されていると考えられる。	【G8サミット】 平成17年のグレンイーグルズ・サミットにおいても、主要テーマであるアフリカと気候変動を中心に、成果文書に我が国の考えを反映させ、引き続き我が国にとって望ましい形での国際経済の枠組みの強化をはかる。 【WTO】 新ラウンド交渉は、平成17年12月の香港閣僚会議の成功及び平成18年中の最終的な交渉の妥結に向けて、現在、具体的数字を含めた厳しい交渉を行っている。多角的貿易体制の信頼性の維持・強化及び我が国の経済的利益の増進を図るために、引き続き交渉に積極的に参画していく必要がある。 【OECD】 OECDの各種活動に関する会議等には、今後とも積極的に参加・関与することにより、我が国が提案した活動のモメンタムの維持・向上、成果の実現に努めていくこととする。 OECDの場において策定される原則・ガイドライン・勧告等に関しては、その議論段階から適切にフォローを行い、国内関係方面への情報のインプットに務めることとする。 グローバル化の進展する中、非加盟国協力活動はOECDの主要な活動の一つとなっており、我が国としてもその活動に積極的に参画していく。  17年度の重点外交政策である。 18年度の重点外交政策である。

10-2	重層的な経済関係の強化・有効活用	○ グローバルな国際経済の枠組みを補完・強化するものとしての地域経済協力の枠組みの強化	<p>【欧州連合（EU）】 日・EU定期首脳協議、日・EUハイレベル協議、日・EU規制改革対話、ビジネス界との協議等の場を活用し、日・EU間の懸案事項に係る交渉や対話・意見交換を通じて、日・EU双方の貿易・投資環境の更なる改善に寄与し、目的達成に向け効果的に対応した。</p> <p>【アジア欧州会合（ASEM）】 平成16年10月のASEM第5回首脳会合における参加国拡大に際し、我が国がアジア側と欧州側の意見調整に大きな役割を果たすなど、アジア欧州関係の強化という目的の達成に向け、効果的に対応することができた。</p> <p>【アジア太平洋経済協力（APEC）】 平成17年11月に開催されたAPEC釜山閣僚会議及び首脳会議において、これまでのAPECの成果及び構造改革や知的財産権保護などの今後取組を強化すべき課題を明記した「ボゴール目標の中間評価報告書」が承認された。また、テロ対策・不拡散問題に加え、鳥インフルエンザ対策の取組が合意され、APEC地域における経済協力の枠組みの強化に効果的に対応することができた。（平成17年11月現在）</p> <p>【経済連携協定（EPA）】 シンガポール及びメキシコとのEPAは既に発効し、経済効果を上げている。フィリピンとのEPAが大筋合意に達したほか、タイ、マレーシア、韓国との交渉を継続するなど、東アジアを中心とした経済連携の推進は着実に具体化している。</p> <p>【その他】 日本企業支援に関する取組については、経済団体との意見交換やわが国の各在外公館からの報告などからも明らかなように、ビジネス環境の整備、現地政府による不公正な待遇の是正、人脈形成や情報提供などの観点から、現地進出日系企業の活動において非常に有益であり、これまでも大きな成果を挙げてきている。</p>	<p>【EU】 日・EU間の協議、二国間の協議、各種レベルでの人的交流の推進を通じて双方向の貿易・投資の促進を図っていく。具体的には、「日・EU協力のための行動計画」の推進のために、引き続き日・EU定期首脳協議や日・EU規制改革対話等の協議を行うとともに、今後の日・EU定期首脳協議において投資枠組みの進捗状況を日・EU双方で確認し、双方向の投資関係の拡大に努めていく。</p> <p>【ASEM】 平成17年5月に京都で第7回外相会合を開催し、アジア・欧州間の対話と協力の深化に貢献。今後は第6回首脳会合に向け、具体的協力の推進に重点を置く。</p> <p>【APEC】 特に平成18年は、平成17年に作成された「ボゴール目標の中間評価報告書」を踏まえ、貿易・投資の自由化だけでなく、知的財産権の保護やビジネス環境の整備に取り組む。</p> <p>【EPA】 平成17年度には、平成16年度を取組を弾みとして、マレーシア及びタイとのEPA交渉も大筋合意に達した。東アジアを中心とした経済連携の推進を質の高いEPAの締結を通じて更に進展させるべく、現在交渉中のEPAの早期署名・発効を目指し、交渉を加速化させるとともに、「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」に則り、今後のEPA相手国・地域についての検討も行っていく。</p> <p>【その他】 平成17年5月の大使会議にて、日本企業支援を主要議題の一つとして取り上げ、主要経済団体等との意見交換を行った。その議論も踏まえ、より一層の体制・取組強化の要請に応えるため、在外公館施設の活用に向けた官民費用負担の在り方のガイドライン策定やホームページを利用した広報強化等について取り組む。</p> <p>17年度の重点外交政策に含まれる。 18年度の重点外交政策に含まれる。</p>
10-3	経済安全保障の強化	○ 捕鯨・マグロ漁業、エネルギー、食糧問題、海洋問題等への効果的な対応を通じ、これらの資源の持続可能な形での安定供給の確保	<p>【エネルギー】 エネルギー安全保障の強化においては、国際的なエネルギー需給の逼迫が懸念される中、我が国が積極的に参画した取組の強化により、急激に増加するエネルギー需要を満たすための産油国における生産の拡大及び更なる拡大に向けての努力が継続されている。また、エネルギー生産性の低い途上国等に求められる省エネ・エネルギー効率化の必要性についての認識の共有及び各国における取組の推進及び国際協力の強化が進展した。</p> <p>【食糧問題】 鳥インフルエンザ、砂漠バッタ等の防疫活動に対する支援を通じて、当該防疫活動の実施地域における被害が抑制された。また、同支援により、現地での被害対策に対する体制の強化等に貢献している。FAOにおける国際的な基準作りについては、議論を継続しており、今後、条約やガイドラインの策定により食糧の持続的な生産や安定的な供給、農林水産業の生産性の向上等に向けての取組が行われている。</p> <p>一次産品に関しては、貿易に関する国際協力の促進、市場への安定供給等に寄与するための方策等について検討し、穀物貿易規約の延長を決定した。</p> <p>【漁業】 海洋生物資源の保存と持続可能な利用の確保を図り、同資源の安</p>	<p>【エネルギー】 原油価格は依然高止まりを続けており、このまま高止まりが続けば、経済に悪影響を及ぼしかねない状況となっている。我が国としては、価格安定化に向けて、国際社会の協調が強化されるよう働きかけていく。</p> <p>特に経済成長に伴いエネルギー需要が急増しているアジア諸国については、今後のその動向が国際的なエネルギー情勢や地域の安定にも大きな影響を与えることが予想される。これらの国については、環境面にも配慮しながらエネルギーの安定供給を行っていく必要があるが、その一方で、これらの国については、エネルギー効率が低いため、省エネ・エネルギー効率の向上が有効な手段となっており、この分野での協力、働きかけを強化していく。</p> <p>【食糧問題】 我が国は、国連食糧農業機関（FAO）の第二位の分担金拠出国として、飢餓・貧困問題への取組や基準・制度づくり等のFAOの活動が我が国の政策目的を達成する上でより効率的・効果的となる様、財政の健全化を含むFAOの改革を推進する。</p> <p>【漁業】 鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用ができるように、我が国が中西部まぐろ類条約（我が国は、平成17年7月、同条約を締結。）を始めとする各漁業管理機関、国際捕鯨委員会等の会合に積極的に出席し、プレゼンスを高める。</p>

			<p>定供給を長期的に確保するために、二国間・多数国間の交渉・協力に取り組んだ。</p> <p>【海賊問題】 アジア海賊対策地域協力協定の早期採択に向け、議長国としてイニシアティブを発揮し、平成16年11月、同協定の採択を実現した。</p> <p>【国連海洋法条約の効果的な運用と発展】 海洋法に関する各種会合への積極的な参加を通じて、他国との情報交換、意見交換が促進された。</p>	<p>【海賊問題】 我が国は、アジア海賊対策地域協力協定を平成17年4月に締結した。同協定の早期発効を目指し、他の関係各国に対して早期締結を働きかけ、同協定の下での協力の早期実施に向け引き続きイニシアティブを発揮していく。また、同協定の下での協力の実施にあたり可能な貢献を行う。</p> <p>【国連海洋法条約の効果的な運用と発展】 締約国による大陸棚延長申請準備に資するよう「大陸棚延長に関するシンポジウム」の内容を充実したものにしていく。また、国連各種協議・会合において、同シンポジウムの広報を強化していく。「国連海洋法条約体制」の効果的な運用と発展に対する我が国の積極的かつ効率的な貢献を図る。特に「国連非公式協議プロセス」及び国連総会決議「海洋及び海洋法」に関する非公式協議への積極的参画を通じて、我が国の関心事項を国際的に周知させる。また、我が国の大陸棚限界延長に関して、我が国の限界設定に対する影響への対応及び関係国や関連会議への対応等に取り組む。</p> <p>17年度の重点外交政策である。 18年度の重点外交政策である。</p>
11-1	人間の安全保障の推進	○ 人間の安全保障の概念を普及させ、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に貢献	「人間の安全保障」の理念と、その現場での実現のために、二国間の首脳会談又は外相会談、多国間外交の場における問題提起、シンポジウム開催等の広報活動、また「人間の安全保障基金」の適切な運用が必要不可欠なものであり、これらは政策目的に照らし、適切な手段であった。	<p>引き続き二国間・多国間外交の場において「人間の安全保障」の理念を取り上げていく。</p> <p>APEC加盟エコノミーを対象としたセミナーを開催した（平成17年10月6日）。</p> <p>17年度中期の人間の安全保障基金への申請案件数等を見極めた上で、18年度の同基金への拠出金額を検討する。</p> <p>17年度の重点外交政策である。 18年度の重点外交政策である。</p>
11-2	国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組	○ 世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）への拠出、最高意思決定機関である理事会への積極的関与を通じ、途上各国の三大感染症対策を支援	<p>世界エイズ結核・マラリア対策基金は、平成16年6月までに130カ国において300件（約30億ドル）の感染症プログラムを承認している。</p> <p>平成15年1月から平成16年12月までに、エイズ対策では13万人のアフリカのエイズ患者に抗エイズ薬を配布し、予防面では100万人に自発的カウンセリングと感染検査を実施している。結核対策では38.5万人の新規感染を診断して治療を提供し、マラリア対策では耐性マラリアの治療に必要な混合薬剤（ACT）を30万人に配布し、予防に不可欠な防虫加工蚊帳を135万帳配布している。</p> <p>（平成17年12月現在：22万人に抗エイズ薬配布、250万人に自発的カウンセリングと感染検査、60万人に結核の新規感染を診断治療、耐性マラリア治療のための混合薬剤を23万人に配布、防虫加工蚊帳を310万帳配布。）</p>	<p>2005年は7月のグレンイーグルズサミット開催、9月の国連ミレニアム開発目標（MDGs）中間会合、及び世界基金の資金補充会合等の国際会議開催の中で、エイズ等の感染症対策は各国首脳レベルの緊急且つ重要課題となっている。またG8諸国が世界基金への拠出誓約を大幅に増加させていること、平成18年度外務省の重点外交政策である地球規模問題への取組の一環としての感染症対策として世界基金を重視していくとの観点から、「世界基金の生みの親」である我が国としては、今後他のG8諸国と共同歩調をとりつつ、18年度拠出金の増額を実現しつつ、世界基金の運営・管理に更なるイニシアティブを発揮し、また近い将来アジアにおけるエイズの感染爆発の危機に対処していくために、世界基金を活用しつつ、国民への啓発を図っていく。</p> <p>このために、アジアを代表する我が国としては、世界基金への拠出増加を図りつつ、本省における世界基金担当官の増員を図っていく。</p> <p>17年度の重点外交政策である。 18年度の重点外交政策である。</p>
11-3	国際社会における人権の保護・促進のための国際協力の推進	○ 国際社会における人権の保護・促進	国連総会人権委等多数国間の枠組みにおける人権分野の議論に積極的に参加した。特に、人権委においては、拉致問題の解決を含む「北朝鮮の人権状況」決議が、多くの支持を得て採択されたこと、障害者権利条約の交渉における積極的貢献は、目的達成との関係で適当である。	<p>16年度に実施した施策の評価を踏まえ、国際社会における人権の保護・促進に向けた取組をさらに拡充する。17年度以降は、特に、マルチの枠組みにおける人権分野の議論に積極的に参加するとともに、人権に関連する各種国連基金への拠出を増額するよう尽力し、人権分野における国際協力を促進する。</p> <p>17年度の重点外交政策に含まれる。</p>

11-4	難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組	○ 世界における人道問題の解決への貢献と、国内における難民及び難民認定申請者に対する支援	<p>現地でのニーズを踏まえた人道支援の実施に貢献した。特に、スーダン・ダルフール地方で発生した約170万人にのぼる難民・国内避難民支援のために資金(2100万ドル)を拠出したほか、年末(12月26日)に発生し、30万人にものぼる死者、行方不明者を出したスマトラ沖大地震、インド洋津波被害に際して、極めて迅速に巨額の支援を実施し、被災者の救援に貢献した(ドナー国最大の2億5000万ドルの資金を15の国際機関を通じて拠出。17年1月21日までに全ての拠出を完了)ことは、取組として適当である。</p> <p>また、国内においても、(財)アジア福祉教育財団難民事業本部への業務委託を通じて、計139人のインドシナ難民の家族を我が国に受け入れ、国際救援センターにおいて各種定住支援を実施した他、条約難民及びその家族に対しても、同センターでの定住支援事業を実施した。また、難民認定申請者のうち、特に生活に困窮している人に対し、生活費・住居費・医療費等の支給、緊急宿泊施設の提供を実施した。さらに、定住難民・難民関係NGO・受入地方公共団体等を対象とする各種相談事業等の支援を実施する等、国内の難民・難民認定申請者への支援を予算の範囲内で最大限に達成した。</p>	<p>平成16年度に実施した施策の評価を踏まえ、平成17年度には、国際人道機関との政策協議・対話を実施するとともに、各機関主催の国際会議等に積極的に参加し、人道支援分野での我が国の取り組みを維持・発展させていく。また、国際機関及び主要ドナー国政府との協力関係を促進させ、世界における人道問題の解決に政策面において貢献するとともに、各種国際人道機関に対して継続的に資金を拠出することで、現地のニーズを踏まえた人道支援の実施に貢献した。(例:米国との間で人道支援に関する日米パートナーシップ会合を開催し、人道支援分野における政策協調を進めていくことで合意。スーダンにおける大量の帰還民支援のために資金を拠出した(4つの国際機関を通じて計3210万ドルを拠出)他、パキスタン等大地震被害支援のために緊急人道支援を実施(5つの国際機関を通じて計800万ドルを拠出)。</p> <p>平成18年度も、引き続き、国際場裏における人道支援分野の議論に積極的に参加するとともに、人道支援関連国際機関への十分な資金拠出を確保し、かつそれが効果的・効率的に活用されるよう尽力する。</p> <p>また、国内難民対策については、前年度に引き続き、定住難民・難民認定申請者等に対する各種定住支援事業及び難民関係NGO・受入地方公共団体等に対する協力を実施中である。</p> <p>17年度の重点外交政策に含まれる。</p>
11-5	地球環境問題への取組	○ 国際機関を通じた支援や条約の策定、締結、実施及び国際会議の開催などを通じ、地球環境問題への国際的取組に貢献し、同問題を解決する。	<p>国際機関を通じた取組や多数国環境条約の締結及び実施、既存の条約、国際機関による取組が図られていない持続可能な開発に係わる新たな課題に対する取組、国連防災世界会議の成功は、地球環境問題の解決に大きく資するものであった。京都議定書発効のために、ロシアへの批准働きかけは政策目的達成には非常に有効な手段であった。9月に東京で開催した「気候変動に対する更なる行動」に関する非公式会合は、世界の温室効果ガス排出量の約70%を占める主要先進国・開発途上国が参加し、京都議定書以降の将来枠組み等の対話を深める上で、非常に有意義であった。</p>	<p>17年度においては、国際機関や多数国間環境条約による取組をさらに進め、積極的な締結、各種会議への参加を通じた取組の実質的な進捗と我が国の知見を踏まえた貢献をさらにすすめる。</p> <p>その際、特に重点的に対応が必要な、違法伐採対策、津波、防災協力および水問題の取組、気候変動分野におけるポスト京都を踏まえた対応についても、さらに強化する。</p> <p>米国を始めとする京都議定書締結国への締結働きかけを行う。</p> <p>途上国を始めとする各国との対話を継続する。</p> <p>「気候変動に対する更なる行動」に関する非公式会合を引続き我が国で開催し、先進国・途上国間の対話を促進する。</p> <p>17年度の重点外交政策に含まれる。 18年度の重点外交政策である。</p>
11-6	国際機関における邦人の参画の促進と邦人職員数の増加	○ 国際機関における人的貢献の推進	<p>人材バンクシステムの整備等による効率的な情報提供により国際機関における邦人職員の増加に向けた着実な進展が見られる。</p> <p>平成14年:521(幹部職員59) 平成15年:557(幹部職員51) 平成16年:610(幹部職員59) 平成17年:642(幹部職員60)</p>	<p>国際機関における人的貢献の推進が、ごく短期間では成果が上がりにくい事項であることに留意しつつ、国際機関就職に係る人材の発掘、広報等の施策を地道に継続する。</p> <p>17年度の重点外交政策である。 18年度の重点外交政策である。</p>
12-1	国際法規の形成への寄与	<p>○ 国際法規の形成に際しての、我が国の主張の反映と、新たな国際ルール作りへの積極的貢献</p> <p>○ 国際社会における法の支配の強化、国際紛争の平和的解決の促進</p>	<p>新たな国際法規形成あるいは国際社会における法の支配の強化のためには、各国の国家実行の調査、各国の意見の集約が不可欠となるが、我が国の各種会合への積極的な参加や各国の国際法局長との協議は、我が国の立場の主張及び各国が受入可能な国際法規の形成にとって有意義であり、目的に対する手段は適切であった。</p>	<p>今後とも国際法の法典化の各種会議は、各国間の相互依存が深まり、国際法の各分野が精緻化することに伴い、さらに多くなるとされるため、一層積極的に参画していく。同時に形成された国際法を着実に国内において実施していく必要性は高く、特に、国際司法裁判所(ICC)規程や国際私法分野の条約の締結に向けて必要な国内法整備について一層の検討を進めつつ、各種会合にも積極的に参加して新しいルール作りに貢献していく。</p> <p>17年度の重点外交政策である。</p>

				18年度の重点外交政策である。
12-2	国際法に関する知見の蓄積・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際法解釈の一層の深化を進め、我が国が国際法の発展により積極的に貢献するための基盤を強化</li> <li>○ 研究会及び意見交換等を通じて得られた国際法に関する知見の外交実務における国際法解釈及び法的な助言への活用</li> </ul>	<p>国際法の諸分野、特に最近の国際情勢に関連がある分野について、多くの研究者と活発な意見交換を実施し、その視点や意見を聴取することによって、国際法の解釈を一層深化させる上で、研究会や委託調査等を実施することが有用であった。また、種々の外交案件に関して、一般国際法を始めとする国際法規に基づく解釈を提示し、法的な観点から案件の処理に資する指針を提示する上で、研究会等を通じて蓄積された知見は有用であった。</p>	<p>あらゆる国際的な問題には、法的な側面が存在するといっても過言ではなく、我が国が様々な外交案件に適切に対処するためには、国際法上重要な論点を把握し、検討する。今後とも法的観点に関し、日常における種々の研究会の一層充実させ、知見を深めるとともに、種々の案件につき適時適切に検討を加え、助言を行うことにより、政府としての的確な政策執行を確保し、同時に、蓄積された知見を適切に発信していく。</p> <p>17年度の重点外交政策である。 18年度の重点外交政策である。</p>
12-3	政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 我が国外交安全保障の基盤的枠組み作り</li> <li>○ テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去</li> </ul>	<p>武力攻撃事態対処法が整備されるとともにこれに関連する条約を我が国が締結したこと、及び日朝間の諸問題や日露平和条約に向けた交渉へ適切に対処したことは、我が国の外交安全保障の基盤的枠組みの構築に極めて大きく寄与するものである。</p> <p>テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施を進めることは、国際社会の不安定要因の除去に極めて大きく寄与するものである。</p>	<p>平成17年度においても、引き続き、日朝間の諸問題及び日露平和条約に向けた交渉への積極的に取り組んでいく。</p> <p>テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散については、包括テロ防止条約等や核物質防護条約改正の交渉妥結に向けて我が国の貢献を強化するとともに、核テロ防止条約といった交渉が既に妥結した条約につき、我が国としても締結に向けた準備を進めていく。</p> <p>17年度の重点外交政策である。 18年度の重点外交政策である。</p>
12-4	経済・社会分野における国際約束の締結・実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進</li> <li>○ 国民生活に影響を与える様々な分野での国際的ルール作りへの参画や日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進</li> </ul>	<p>多角的自由貿易体制の強化については、WTO新ラウンド交渉における「枠組み合意」によって進展を見せた。</p> <p>日墨EPAの発効、フィリピンとの間で大筋合意する等自由貿易・経済連携が促進された。</p> <p>国民に影響を与える分野でのルール作りに関し、国際機関の場における多数国間交渉に積極的に参画し、その中で成立した条約で締結の意義のあるものについては、順次締結を進めてきている。</p> <p>日本国民・企業の海外における利益の保護・促進のために、積極的に二国間協定のための交渉を行ってきており、それぞれの分野での協定作成交渉は具体的進捗を見せている。</p>	<p>政策目的につき、引き続き対応していく。特に、自由貿易・経済連携への取組につき、業務量増大への対応のため、業務を拡充していく必要がある。</p> <p>17年度の重点外交政策である。 18年度の重点外交政策である。</p>
12-5	国内・国外・国際裁判への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国内外の各種裁判における我が国の国際法解釈を示すことによる、国益の確保</li> </ul>	<p>戦後処理を始めとして我が国及び外国の裁判所において、関連する条約等についての我が国の国際法解釈を適切に示すことは、裁判所の理解を得て、適切な問題解決をもたらす上で有益であった。</p> <p>関係国政府との意見交換や過去の国際判例についての知見を蓄積することは、将来的に国際裁判が発生する場合に我が国の国際法解釈を示す戦略を考える上で有益であった。</p>	<p>国内外での各種裁判には、我が国政府及び我が国私人（法人を含む。）に対して提起される裁判があり、引き続き、政府としての条約の解釈や国際法に対する認識を適時的確に表明し、国益を確保していく。</p> <p>また、我が国を当事者とする国際裁判が発生する場合に備え、海洋法等の問題を始めとして、各種国際裁判の動向を見極める等、所要の準備を強化していく。</p>
13-1	国際文化交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文化交流事業を展開・促進・支援することにより、日本文化そのもの及びその背景にある価値観（和を尊ぶ心、自然観、感性、美意識）等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また親日感の醸成を図ること。</li> </ul>	<p>文化交流の実施、人物交流、日本語・日本研究事業等の文化交流事業が、諸外国国民の対日理解の促進、対日好感度の向上、諸国民との相互理解の促進という目的を達成する上で適切な手段であると言える。</p>	<p>今後は、中東、中国、韓国等に対する文化交流事業を強化すると同時に、事業の「選択と集中」、他団体や他スキームとの連携の強化、招聘事業のフォローアップの強化等によって、より効果的な事業の実施に努めていく。</p> <p>17年度の重点外交政策である。 18年度の重点外交政策である。</p>

13-2	文化の分野における国際協力	○ 文化、スポーツ、教育の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図ること	ユネスコを通じた規範作り、ユネスコ日本信託基金事業、文化無償協力、文明間対話に関する取組等の文化面での国際協力事業は、親日感の醸成及び国際的な文化環境の向上や発展途上国における文化保全の振興という施策目標を達成する上で適切な手段であると言える。	<p>今後は、ユネスコを通じ作成された教育・科学・文化の分野における各種規範の実施・運用に対する積極的な貢献を行うとともに、ユネスコ日本信託基金事業や文化無償資金協力事業を通じた途上国国民の「誇りや自尊心」に対する支援を拡充強化し、文化無償資金協力については、文化交流事業との連携を深めることによって、相手国の文化振興の支援と日本文化の魅力の発信という相乗効果を生み出すとともに、文明間対話については世界各地の文明・地域を対象とした取組を推進していく。なお、2005年7月には、世界文明フォーラム2005を開催した。</p> <p>17年度の重点外交政策である。 18年度の重点外交政策である。</p>
14-1	効果的な海外広報・外国報道機関対策の実施	○ 海外における対日理解、対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解増進	在外公館を通じた広報活動として、講演会709件、教育広報1570件を実施。人物交流事業として、50件のオピニオン・リーダー招聘、15件のテレビチーム招聘事業を実施。外務省ホームページ（英語版）については、年間1828万件のアクセス数を得るなど、広報対象や広報の内容に応じて相応しい手段、媒体を用いたことは政策目的との関係で適切であった。	<p>広報については、IT技術の急速な進展や、情報発信におけるインターネットの重要性拡大を踏まえ、インターネット広報の強化を図る。外国報道機関対策については、政府首脳に全面に出て頂く形を含めた取材協力を一層強化し、被招待者出身地域についても一層戦略的な検討を加える。</p> <p>17年度の重点外交政策である。 18年度の重点外交政策である。</p>
14-2	適切な国内広報・報道機関対策の実施	○ 外交政策に関する情報を適時に分かりやすい形で国民に提供することにより説明責任を果たすこと	外務省ホームページ（日本語版）等、IT・マルチメディアによる情報提供、定期刊行物、放送番組への編集・政策協力やパンフレットの作成、タウンミーティング、講演会・シンポジウム等の開催、外務省に寄せられる意見等に対応する広聴活動の実施、世論調査等を通じた幅広い世論動向の把握を通じて、国民に対して分かりやすい形で外交政策に関する情報を提供しており、今後更に工夫の必要はあるが、概ね適切な対応が図られた。	<p>平成17年度においては、国連・安保理改革などの重要な課題に関して我が国の取組に対する国民の幅広い支持や協力が必要不可欠であり、広く国民の関心を高め理解を促進するために引き続き各種広報及び報道機関対策に積極的に取り組んでいる。</p> <p>特に、インターネットの重要性の増加にかんがみて、外務省ホームページを当省の情報発信のメインツールと位置づけ、タイムリーなコンテンツ掲載、新着情報の文字拡大化、音声化等のバリアフリー化、子供向けページの充実等を推進し、情報発信力の拡充・強化を図っている。</p> <p>17年度の重点外交政策である。 18年度の重点外交政策である。</p>
15-1	領事サービスの改善・強化	○ 利用者のニーズを踏まえた各種サービス及び利便性の向上 ○ 渡航文書に関わる犯罪防止への国際的取組に貢献し、日本旅券の信頼性を高め、もって国民の円滑な渡航を確保する ○ 在外選挙の円滑な実施及び選挙人登録の推進 ○ 海外子女教育施設への安全対策を含む支援拡充	海外交流審議会答申を踏まえ、領事サービス本部の活動を始めとする諸施策の実施は、領事サービスの改善・強化につながった。IC旅券の導入に関する調査・研究は、国際標準に準拠したIC旅券の導入に向けての技術面・法制面における留意点を整理する役割を果たした。在外選挙は、前回の衆議院議員総選挙（平成15年11月）と比較して大幅な投票者数と投票率の上昇となった。	<p>平成16年11月に、「領事サービス本部」での決定を受けて全在外公館に対して示された「領事窓口サービス改善のための基本的事項」の実施状況については、平成17年度にレビューした。今後もかかる努力を積み重ねることによって、領事サービスの改善・強化を着実に進めていく。領事事務のIT・システム化についても、インターネットを通じた在留届の申請受付システム及び在留邦人向けメールマガジンシステムの機能改善を図り、国民に対するサービス及び利便性の一層の向上に寄与させる。</p> <p>IC旅券については、今後予想されるIC旅券の高度化及びIC旅券を巡る国際的動向に留意しつつ、技術面・法制面に重点をおいて調査・研究を継続する。</p> <p>在外選挙については、登録受付出張を中心に日系企業等への個別登録受付サービス等、現地事情やニーズに配慮した登録推進を継続するとともに、管内に在留邦人を多数擁する在外公館を主体に広報等の予算を配分し事業の効率的実施を図る。また、在外選挙制度に関するアンケート調査により在留邦人の意識・ニーズ等を分析し、事業目的達成のための諸政策に活用する。</p> <p>海外子女教育体制の強化については、在留邦人から寄せられる日本人学校及び補習授業校に係る新規援助の要望や、治安の悪い地域に所在する日本人学校については安全対策の強化の要望に対応する。</p>

				<p>17年度の重点外交政策である。 18年度の重点外交政策である。</p>
15-2	海外邦人の安全確保・危機管理体制の強化	○海外における邦人の安全確保の更なる強化	<p>海外における安全確保に関わる情報収集を強化し、その情報を基にして、海外邦人安全に資する情報を提供するための広報・啓発体制を強化したこと及び事件・事故に巻き込まれた邦人の援護をいかなる時間帯、場所でも迅速に行うため、24時間緊急電話対応サービスを行う在外公館を増設し、在外公館の所在地から離れた遠隔地においても、在外公館の領事担当者が出向き、援護ができるよう予算等の体制を整備したことは、目的の手段として適切であった。</p>	<p>平成15年10月以来、イスラム過激派が攻撃対象として類似にわたり日本を名指しする声明を発出してきたこともあり、日本の権益に対するテロの脅威や巻き込まれ被害について、海外邦人にきめ細かく注意喚起してきたが、平成17年度以降も、海外への渡航者、永住者、長期滞在者は増加が見込まれ、海外邦人が事件・事故に巻き込まれる危険性が高まることが危惧されるので、これまでに整備した体制を一層活用・発展させて、海外邦人の安全確保にさらに努めていく。</p> <p>こうした情報収集・分析及び邦人に対する情報提供・啓発にさらに努めつつ、現地治安当局に対して安全対策強化を要請するとともに、我が方の邦人保護関係部署・職員の緊急事態対応能力の一層の強化を推進する。</p> <p>また、通常の事件・事故以外に、平成16年末のスマトラ沖大地震及びインド洋津波被害、平成17年秋の米国南部におけるハリケーン被害等、形態・規模の異なる、かつ複数の国・地域にまたがる大規模自然災害への備え・対応にも万全を期すべく努力する。</p> <p>17年度の重点外交政策である。 18年度の重点外交政策である。</p>
15-3	外国人問題への対応強化	○在日外国人が抱える問題への積極的取組み、人的交流拡大と出入国管理等厳格化の要請に応える	<p>海外交流審議会による「外国人問題を扱う政府の体制整備」の提言は、外国人問題を正面から取り上げた政府の答申としては初めてのものであり、答申が活かされるよう、外国人問題を所管する関係各府省と密接に連携・協力しつつ、外国人問題に取り組んだ。外務省・国際移住機関（IOM）共催シンポジウムは、諸外国における外国人受け入れの経験を参考としつつ、今後日本がとるべき外国人受け入れに係る施策について日本が今後採るべき政策的な選択肢への示唆を得るといふ点で、有意義な議論が行われた。</p>	<p>在日ブラジル人の我が国における生活環境が深刻化していることにかんがみ、特に生活に密着した、教育の問題に絞り、両国間の対話を進めていく。</p> <p>ブラジル以外にも、ペルー人、中国人、タイ人等の我が国に居住する外国人の問題についても、今後、領事当局間協議等の場で、対象国との対話を行っていく。</p> <p>様々なメディアを活用し、外国人問題の重要性を訴えていく。</p> <p>18年度の重点外交政策である。</p>
15-4	領事の専門性の向上・研修の強化	○領事業務実施体制の整備	<p>領事局主催の領事担当官を対象とした研修には、本省及び在外68公館（延べ数）より94名が参加し、領事業務に係る職員の意識・知識を高め、領事業務実施体制の整備に貢献した。</p> <p>研修参加者のアンケート調査の結果、参加者のほぼ全員が「研修の実施は実務の大きな参考となり有益である。」旨回答しており、本省・在外公館とも研修の実施による領事担当官の育成の必要性につき共通認識を持っていることが判明した。</p>	<p>受講生からのアンケート結果等を勘案し、研修の講義内容・講師のレベルアップを図る。また、領事業務実施体制の整備は今後とも不断に実施する。</p>
16-1	的確な情報収集及び情報の政策決定ラインへの提供	○情報収集の強化と政策決定ラインへの適時の情報提供により、外交政策の立案・実施に寄与すること	<p>平成16年8月の機構改革によって、国際情報局を国際情報統括官の下で専門性の高い組織に改編・強化することで、より機動的かつ効果的な情報収集・分析体制を整えた。</p> <p>衛星画像活用の基盤整備のために、商用衛星画像の購入増加や画像解析研修の実施、機器やデータベース等のインフラ整備を実施した。</p> <p>また、幹部ブリーフ、治安・危機管理関係の会議において政策部門へのインプット等を行った。以上の結果、政策の性質上、外交政策の立案・実施にどの程度寄与したかを定量的に明示することはできないが、重要な外交政策決定ラインに対して適時に情報の提供が行われており、また、情報収集能力の強化に向けた具体的改善策が講じられる等、政策目的に照らして、実績・成果があがっていると</p>	<p>イラクや北朝鮮及び国際テロの脅威が急速に高まっている情勢の下で、政府・関係機関の政策遂行に適切に貢献するためには、情報収集能力を質・量共により一層充実させていく。</p> <p>当省の行う対外情報収集は、在外公館における情報収集活動が大半を占め、また、情報収集活動が一定の成果を得るためには長期的な視点が必要であるところ、平成17年度以降も在外公館における情報収集活動強化のための施策を継続または拡充していく。</p> <p>また、平成17年9月に外務大臣に提出された、対外情報機能強化に関する報告書のフォローアップを今後実施していく。</p> <p>17年度の重点外交政策である。 18年度の重点外交政策である。</p>

			考えられる。	
16-2	的確な情勢分析及び分析の政策決定ラインへの提供	○ 情報分析能力の強化と政策決定ラインへの適時の情勢分析結果の提供により、外交政策の立案・実施に寄与すること	<p>情報分析能力の強化のため、検証手段の多様化とともに、データベースの拡充に努め、さらに政府内外の専門家との意見交換を増加させ、種々の見方を聴取し、かかる見方を比較検討させることで分析力の向上を図った。</p> <p>また、政策部局のニーズを把握するとともに適時性のある的確な分析課題を設定することに努めた。政策の性質上、外交政策の立案・実施にどの程度寄与したかを具体的な事例や成果を挙げて示すことはできないが、重要な外交政策決定ラインに対し適時に情勢分析の提供が行われている。また、情報分析能力の向上に向け、分析研修の開始等具体的な改善案が講じられており、政策目的に照らして、実績・成果があがっている。</p>	<p>施策を継続し、かつ、より一層強化するとの評価結果を踏まえ、今後とも一層体制を充実させるべく、予算、機構・定員要求に反映させていく。具体的には、人員体制の強化、外部有識者の一層の活用、省内及び関係省庁との連携強化のための施策の検討と実施を図っていく方針である。</p> <p>17年度の重点外交政策である。 18年度の重点外交政策である。</p>
外務省改革	外務省改革への取組	<p>(1) 外務省改革「行動計画」(平成14年8月21日策定)を中心とした外務省改革の取組状況を確認し、その成果及び課題等を明確にする。</p> <p>(2) 外務省改革「行動計画」の取組状況、その成果、課題等について、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>平成14年～16年において省全体として外務省改革に取り組み、外務省改革「行動計画」に盛り込まれた改革措置については、これまでに、殆ど全て講じている。</p> <p>これらの改革措置の実施により、能動的・戦略的な外交を実施するための体制基盤が整った。成果が出つつある措置もあるが、多くはその成果につき短期的な判断を下すことは難しく、中長期的な視点が必要である。</p> <p>総務省行政評価局が公表した行政評価・監視結果は、同行動計画の実施状況につき、総じて措置は講じられていると評価しているが、外務省改革は実効性確保の途上段階にあると評価している。</p>	<p>外務省改革「行動計画」に基づき、新たに導入され又は改善した制度等については、着実に定着しつつあるが、その成果を判断するには、中長期的な視点が必要であるため、引き続き措置を継続していく。</p> <p>変動する国際社会において、能動的・積極的な外交を展開していくには、外務省改革「行動計画」の枠にとらわれずに、外交実施体制を強化するために、必要に応じて、引き続き適切な措置を講じていくことが求められる。特に、外務省の業務が益々増大している中で限られた人的資源等を有効活用していく必要があり、省全体としての優先度を判断しつつ措置を講じていく。</p>
ODA	対バングラデシュ国別援助計画	2000年3月に策定されたバングラデシュ国別援助計画をレビューし、現在行われている同計画の改定作業及び今後のより効果的・効率的な援助の実施に参考となる教訓を得るとともに、評価結果の公表により説明責任を果たす。	<p>当該政策は、ODAの上位政策(ODA大綱、ODA中期政策など)、バングラデシュの開発ニーズ、他ドナーの援助政策と概ね整合しており、一部ガバナンスやジェンダーといった横断的課題への配慮が不足していたものの、全体としては概ね妥当であったと評価できる。</p> <p>本件の成果の有効性・インパクトに関しては、我が国援助のマクロ指標改善への貢献を量ることは困難であるが、援助実施地域での指標改善が確認でき、高い効果が見られたものもあった。</p>	分野横断的課題について、改定中の対バングラデシュ国別援助計画においては、ガバナンスの改善、ジェンダー格差の解消などの課題により配慮していく。
ODA	対ラオス国別援助方針	我が国の対ラオス援助政策全般をレビューし、策定中のラオス国別援助計画と今後のより効果的・効率的な援助の実施に参考となる教訓を得るとともに、評価結果を公表することにより説明責任を果たす。 * 評価の対象は、1997-2003	<p>対ラオス国別援助方針で設定されている援助の重点4分野(人づくり、BHN〔Basic Human Needs:人間としての基本的なニーズ〕支援、農林業への支援、インフラ整備支援)及びそのサブセクターが、我が国ODA上位政策(旧ODA大綱の基本理念、原則、重点事項)やラオスの開発ニーズにほぼ整合していることが確認できた。開発途上にあるラオスのあらゆるニーズに対応できるように重点分野が設定されたという意味では評価できるが、一方で、援助の目的は対ラオス国別援助方針に明示されておらず、援助目的達成の為の援助戦略を確認できなかった。</p> <p>我が国の対ラオス援助政策は掲げられたラオスの様々な開発目標に対して関連性が高く、ラオスの開発に有効であった。また、本評</p>	現在作成中の「国別援助計画」では、援助の目的(基本方針)を明確に記述する。その上で、より効果的・効率的な援助を行うべく、援助の重点分野及びサブセクターをできるだけ戦略的に絞り込む。また、援助効果をより高めるため、ラオス側の援助の受入能力や援助実施における時間軸等を考慮した援助実施上の「アプローチ」についても、できるだけ具体的に検討し、記述する。

		年度における我が国の対ラオス援助政策及び実績であるが、当該期間に実施された対ラオス援助政策としては、1998年に策定された「対ラオス国別援助方針」があり、この方針を中心に評価を行った。	価の対象期間を通じて、我が国からラオス政府に対して供与された資金協力は、開発予算の重要な財源となり、インフラ整備を中心とするラオスの開発事業の推進に貢献したことから有効性は高かった。	
ODA	対人地雷対策支援政策	我が国は1998年から「犠牲者ゼロ・プログラム」により地雷除去・犠牲者支援を実施してきたが、対人地雷問題は人道的課題であるばかりでなく、いまだに被埋設国の復興・発展に大きな障害となっており、引き続き支援が必要であることから、「犠牲者ゼロ・プログラム」実施以降2003年度までの対人地雷政策をレビューし、今後のより効果的かつ効率的な支援の実施に資するとともに評価結果を公表することで説明責任を果たす。	対人地雷対策支援は、「平和の構築」や「紛争・災害と開発」を重点課題とする我が国ODA上位政策（ODA大綱やODA中期政策）と整合しており、妥当な政策であった。また、同支援は、対人地雷禁止条約、特定通常兵器使用禁止・制限条約といった条約規定にも合致している他、人間の安全保障の考え方や、貧困の撲滅という国際社会の共通目標にも沿っており、妥当である。 利用可能な土地面積の増加や、犠牲者に対する医療サービスの提供、義肢製作のための支援、職業訓練等に貢献しており、全体として援助は有効であったと評価できる。例えば、カンボジアではマクロ指標が改善されており、対人地雷対策の寄与も少なくないと考えられる。	対人地雷対策の現場では、開発活動と対人地雷対策の連携が多く見られるようになっており、我が国としても、地雷除去活動が開発につながることをより意識して援助を実施すべき。 スキームの運用について政府や実施機関より改善が求められている。特に地雷除去活動や犠牲者支援に従事する国際NGOの活動を支援するために広く活用されている草の根・人間の安全保障無償をより活用するため、同スキームと広報にも取り組む。 「新たな取組」に示されているとおり、除去活動そのものへの支援だけでなく、除去技術の開発についても関係者と連携の上、利用可能なスキーム・手段を用いて取り組む。

2. 政府開発援助における未了案件（8件）

	案件名 (借入国)	交換公文 締結日	借款契約 承諾日	事業目的	平成16年度政策評価の結果・今後の対応方針	政策への反映状況
ODA (未了)	ククレ水力発電 計画 (スリランカ)	1994年 6月23日	1994年 7月4日	コロンボ南東約70kmに位置するカル河支流ククレ川に、総出力70MWの調整池付き流れ込み式発電所及び関連設備を建設することにより、逼迫が予想される電力需給に対応する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地質構造の問題による安全性確保の観点から、工事を一時中止した結果、遅延が生じたが、既に工事は完了している。</li> <li>貸付を継続し、早期に完了する。</li> </ul>	貸付を継続
ODA (未了)	ティウイ地熱発 電所改修計画 (フィリピン)	1994年 11月7日	1994年 12月7日	ティウイ地熱発電所の改修工事等を実施することによって、発電設備の効率改善、信頼性向上を図るとともに、ルソン系統における電力需給バランスの改善を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力部門改革法の制定（2001年）によるフィリピン政府の方針の再検討により着工が遅延したが、その後工事はほぼ完了している。</li> <li>事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しており、フィリピン側には案件実施能力が引き続き認められる。事業対象地域における電力需要は増加していることから、貸付を継続し、早期に完了する。</li> </ul>	貸付を継続
ODA (未了)	マクバン地熱発 電所改修計画 (フィリピン)	1994年 11月7日	1994年 12月7日	マクバン地熱発電所の改修工事等を実施することによって、発電設備の効率改善、信頼性向上を図るとともに、ルソン系統における電力需給バランスの改善を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力部門改革法の制定（2001年）によるフィリピン政府の方針の再検討により着工が遅延したが、その後工事はほぼ完了している。</li> <li>事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しており、フィリピン側には案件実施能力が引き続き認められる。事業対象地域における電力需要は増加していることから、貸付を継続し、早期に完了する。</li> </ul>	貸付を継続
ODA (未了)	カラチ上水道改 善計画 (パキスタン)	1994年 11月13日	1994年 11月22日	カラチ市においては、急速な都市発展と人口増加により慢性的な給水不足と水質悪化が深刻化しているため、同市内に2か所の浄水場等を建設することにより、水質向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>干ばつの影響や調達手続の遅れ等により事業が遅延したが、その後工事はほぼ完了している。</li> <li>事業の進捗を妨げていた障害は既に除去されており、パキスタン側には案件実施能力が引き続き認められる。カラチ市における水需要は引き続き逼迫しているため、貸付を継続し、早期に完了する。</li> </ul>	貸付を継続
ODA (未了)	アスンシオン送 配電網整備計画 (パラグアイ)	1994年 11月28日	1994年 11月29日	アスンシオン首都圏において急激に増加している電力需要に対応するため、送配電線、変電所、配電制御システム、電力保守用通信機器等を整備・導入することで、安定的な電力供給体制の確保を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳細設計及び調達手続の遅れ等により、事業が遅延が生じたが、その後工事は順調に進んでいる。</li> <li>事業の進捗を妨げていた障害は既に除去されており、パラグアイ側には案件実施能力が引き続き認められる。アスンシオン首都圏における電力需要は引き続き逼迫しているため、本事業完了により期待される効果を早期に発現させるべく、貸付を継続する。</li> </ul>	貸付を継続

ODA (未了)	ルヌン水力発電 及び関連送電線 建設計画 [Ⅲ] (インドネシア)	1994年 11月29日	1994年 11月29日	北スマトラ州トバ湖において82MWの水力発電 所を建設することにより、同州の急増する電力需 要に対処し、かつ経済振興及び生活水準の向上を 図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>トンネル工事中の予想外の出水に伴い、工事が一部中 断し遅延が生じたが、現在、土木工事はほぼ完了して いる。</li> <li>事業の進捗を妨げていた障害は既に除去されており、 インドネシア側には案件実施能力が引き続き認められ る。事業対象地域においては引き続き電力需要の増大 が見込まれるため、貸付を継続し、早期に完了する。</li> </ul>	貸付を継続
ODA (未了)	ジャワ北幹線鉄 道複線化計画 (インドネシア)	1994年 11月29日	1994年 11月29日	ジャカルタとスラバヤを結ぶジャワ北幹線のうち チカンペック-ハウグリス間54kmの複線化を 実施し、列車本数を増加させるとともに、安全、 高速かつ定時的な列車の運行を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>調達手続の遅延が生じたが、その後順調に進み、工事 は既に完了している。貸付を継続し、早期に完了する。</li> </ul>	貸付を継続
ODA (未了)	デンパサール下 水道整備計画 (インドネシア)	1994年 11月29日	1994年 11月29日	バリ島の中心地であるデンパサール地区におい て、下水道設備を整備することにより、周辺海域 の水質保全を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>インドネシア側の予算手当に関する調整等で遅延が生 じていたが、現在、既に工事に着手している。</li> <li>事業の進捗を妨げていた障害は既に除去されており、 インドネシア側には案件実施能力が引き続き認められ る。デンパサール地区等における衛生環境の改善や周 辺海域の水質保全のニーズは引き続き高く、事業完了 により期待される効果を早期に発現させるべく、貸付 を継続する。</li> </ul>	貸付を継続